

安八町告示第100号

安八町職員措置請求に係る監査結果の公表

平成30年10月5日付で提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成30年11月26日

安八町監査委員 清 伸二

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年10月5日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年10月10日に実施された中国江西省豊城市訪問団との計19名での夕食会の費用として食糧費から129,450円支出したが1名につき5,000円を超える食糧費からの夕食会支出については、安八町食糧費取扱基準に基づいておらず、社会通念上著しく妥当性を欠き違法若しくは不当である為、129,450円より95,000円（上限5,000円の19名分）差し引いた34,450円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。また、酒類の提供を伴わない夕食会であった場合は129,450円より57,000円（上限3,000円の19名分）差し引いた72,450円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書（複合）
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書（複合）
3. 平成29年度 証拠書類貼付台紙

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年10月17日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で、請求人は請求の趣旨にて、平成29年10月10日に実施された中国江西省豊城市訪問団（以下「訪問団」という。）との計19名での夕食会（以下「夕食会」という。）の費用として食糧費から129,450円支出したが1名につき5,000円を超える食糧費からの夕食会支出については、安八町食糧費取扱基準（以下「基準」という。）に基づいておらず、社会通念上著しく妥当性を欠き違法若しくは不当である為、129,450円より95,000円（上限5,000円の19名分）差し引いた34,450円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告すること、また、酒類の提供を伴わない夕食会であった場合は129,450円より57,000円（上限3,000円の19名分）差し引いた72,450円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

本件請求は、平成29年10月10日に開催された中国江西省豊城市訪問団との計19名での夕食会に係る公費の支出である。

山中美恵子監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成30年10月25日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査実施日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成30年10月29日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を教育委員会生涯学習課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

監査対象課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 安八町と中国江西省豊城市（以下「豊城市」という。）との国際交流（以下「国際交流」という。）は、1993年（平成5年）8月に江西省の招聘による訪中が始まりである。

当時、名森小学校の校長が前任校の養老町で実施してきた、児童の中国訪問が国際化に対応した学校教育に大きな役割を果たしていたことから、安八町の子どもたちにも「ぜひ体験を」と、小学生の中国訪問を町教育委員会へ強く働きかけたことがきっかけとなり始まった。

児童による豊城市との交流が始まってから3年後には、豊城市の児童が安八町を訪問することになり、相互訪問による交流・友好親善が広がってきた。

そして、2001年（平成13年）5月に安八町で交わされた「豊城市と日本国岐阜県安八町の友好交流往来の覚書」へと発展した。

さらには、2007年（平成19年）8月に豊城市にて「友好都市締結協定書」を調印し、年を追うごとに充実した交流が図られるようになった。

- (2) 明日の日本を担う児童らが、豊城市を訪問して、見て、現地の児童たちとの交流及び交歓を通じることにより、国際的な視野を広め、国際協力の精神を養うとともに、日本の姿やふるさと安八町を想う気持ちをより深め、時代を担う子どもたちの育成を図ることを本交流の目的としている。
- (3) 安八町の児童らは、毎年、安八少年教育交流団（以下「交流団」という。）を結成し訪中事業として豊城市を訪問している。
- (4) 交流団が豊城市に訪問したときは、江西省や豊城市の費用負担にて歓迎会が開催されている。
- (5) 国際交流に対する豊城市の考え方やその位置付け、本交流の今後に対する率直

な意見交換、また、友好都市である豊城市の人々を通して異文化にふれあいながらそれを理解して、懇親を深め、今後の友好関係を継承していくことが、平成29年10月10日に開催された夕食会の目的である。

- (6) 平成29年10月10日に開催された夕食会の出席者は、豊城市からの訪問団5名、通訳4名、安八町長をはじめとする町関係者10名、合計19名であった。
- (7) 夕食会での各人における当該費用は、計129,450円を出席人数19名で除することによって、1人当たり6,813円(3円端数あり)となる。
- (8) (6)のうち豊城市からの訪問団5名、通訳4名分の夕食会に係る食糧費として公費から(7)の金額を支出した。
- (9) (6)のうち安八町長をはじめとする町関係者10名は、夕食会の負担金として、一人当たり3,000円(安八町長については3,003円)を私費で支払い、その差額分の一人当たり3,813円を公費から支出した。
- (10) 平成5年から始まった国際交流だが、近年は豊城市からの来町がなく安八町のみが豊城市へ交流団を派遣する事業の形態となっていた。

そのような状況下で、昨年、豊城市が久しぶりに来町した。

夕食会にはホームステイで児童が不在であったことから、大人同士で国際交流に対する豊城市の考え方や方針等、率直な意見交換をする場として、また、歓迎の意味を込め親睦を深めることを目的として夕食会を開催した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準(会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他)が規定されている。

2 国家公務員倫理法 第6条第1項

本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益供与若しくは供応接待を受けたとき等は所定の贈与報告書を定められた期間の範囲内に、各省庁の長等に提出しなければならない旨が規定されている。

3 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決

- (1) 行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところを補ったり、又は外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というにふさわしい節度ある会食又は社会通念上儀礼の範囲を超えない会食をすることは、食糧費の対象の範囲内であるということができるとされ、又、社会通念上儀礼の範囲を超えているか否かについては、行政事務及び事業と会合等との関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきとされた。
- (2) 飲食に要する経費においては、国家公務員倫理法や同倫理規程が5,000円を超える贈与等を受けた場合に国家公務員に報告義務を課していることに照らすと、5,000円を超えるような場合には、通常の飲食の範囲と考えられる5,000円以下の場合と異なり、住民の公務に対する疑義が生じかねないと考え

られることから、一人当たり5,000円を支出の基準とすべきであり、5,000円を超える飲食に要する経費を支出する場合は、食糧費の意義に照らして、相手方の地位、職務内容等から5,000円を超える飲食を要する特段の事情を主張及び立証しなければならないとされた。

(3) 略

4 国家公務員倫理規定事例集(平成21年改訂版)[国家公務員倫理審査会事務局]
問122 外国視察団との懇談会

(問) 日本の研究機関の視察を目的として、外国研究機関の視察団が来日する。当該視察団のメンバーは、今回の来日を機会に日本との様々な形態の学術交流の可能性について、政府関係者との意見交換を希望している。

同視察団の来日に合わせ、ホテルにおいて、同視察団と当省所管独立行政法人との懇談会が予定されており、当省の国際統括官がこれに招待されている。

相手国側は3名、日本側は国際統括官のほか、独立行政法人から理事長等4名が出席し、計8名で行われる予定であり、飲食費用(一人当たり12,000円程度)は全額独立行政法人が負担する。

懇談会は外国の専門家と科学技術政策について意見交換する有意義な機会であることから、当省としては国際関係業務を担当している国際統括官を職務として出席させたい。

懇談会の主催者である独立行政法人は、国際統括官にとって、許認可等の関係で利害関係者に該当するが、出席させて差し支えないか。

(答) 出席させて差し支えない

海外の視察団を迎えての外交儀礼的な会合であること、また、海外の専門家と科学技術について意見交換する有意義な機会であると考え、国際関係業務を担当している国際統括官を職務として出席させるものであること、出席者の顔ぶれからして一人当たりの費用12,000円はそれほど高額でないこと、他の出席者も無料で参加することから、自己の費用を負担することなく出席しても、国民の疑惑や不信を招くものではなく、倫理法の趣旨から照らせば、倫理規程上の禁止行為には該当しない。

第8 監査の結果

1 論点

本件請求に係る請求人の主張は、第1監査の請求/3請求の趣旨のとおりである。

しかしながら、夕食会での各人における当該費用については、第6事実関係の確認/1監査対象事項について/(7)のとおりである。

その内、第6事実関係の確認/1監査対象事項について/(9)は、基準/2. 執行基準/(1)会食経費の範囲内の食糧費の支出であることから、違法若しくは不当な公金の支出ではないと判断した。

このことから、本件請求に係る監査では、第6事実関係の確認/1監査対象事項について/(8)の支出が違法若しくは不当であるのか否かを論点とすること

とした。

2 結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、第6事実関係の確認／1監査対象事項について／(8)のうち、基準／2. 執行基準／(1)会食経費／(ア)若しくは(イ)を超える金額の支出(以下「基準を超える支出」という。)が違法若しくは不当な公金の支出であると言わざるをえないことから、基準を超える支出が過剰な支出であり、社会通念上節度を著しく逸脱しており、その結果、安八町が損害を被ったと主張している。

しかしながら、基準には、基準／2. 執行基準／(1)会食経費で、「会食経費とは、会議等が終了し、引き続きその場所で行われる会食及び食事を提供する場所における接待行為を伴わない会食とする。原則、出席者本人が全額負担することとするが、止むを得ない事情があると認められる場合には、次の各号により負担する。

(ア)酒類の提供を伴う場合 1人1回 5,000円以内、(イ)酒類の提供を伴わない場合 1人1回 3,000円以内」と規定されているが、同基準の例外規定として、2. 執行基準／(5)その他で「この取扱基準に定めるもののほか、会食の性格上、予算執行の相手が特別な場合については、町長が別に定めるものとする」とも規定されている。

これは、第7判断に当たっての関係法令等について／3福岡地方裁判所平成13年3月22日判決／(1)と同様の趣旨である。

具体的な例として、第7判断に当たっての関係法令等について／4国家公務員倫理規程事例集(平成21年改訂版)[国家公務員倫理審査会事務局]／問122外国視察団との懇談会の事例、及び前記問を含む同事例集中【飲食等(供応接待)】の各事例にも示されているように、食糧費の支出が社会通念上の儀礼を超えているか否かの判断は事案ごとに判断すべきである。

次に夕食会が開催されるにあたり、国際交流の経緯と現状については第6事実関係の確認／1監査対象事項について／(1)、(3)、(4)のとおり、国際交流の趣旨及び目的については第6事実関係の確認／1監査対象事項について／(2)のとおり、夕食会の目的については第6事実関係の確認／1監査対象事項について／(5)、(10)のとおりである。

これは、第7判断に当たっての関係法令等について／3福岡地方裁判所平成13年3月22日判決／(2)で示されているように、夕食会に係る食糧費の支出における基準／2. 執行基準／その他中「町長が別に定めるもの」としての特段の事情の主張と立証にあたるものである。

これらのことから、第6事実関係の確認／1監査対象事項について／(8)が、社会通念上儀礼の範囲を超えておらず、町長の裁量権の濫用にあたるものではない。

以上のことから、本件請求での請求人が主張する公費の支出は、違法若しくは不当な公金の支出であると断定することはできない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する

第9 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第10 監査委員の意見

接遇を伴う食糧費の支出は、行政事務との会合等の関連性、接遇の必要性及び効果、相手方の身分、地位及び出席人数、場所、内容及び費用等から総合的に判断するものである。

安八町も社会的実体を有するものとして活動する以上、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇は許容されるものであるが、食糧費の支出にあたっては、所定の予算科目の用途範囲内で必要最小限に留めるよう、引き続き慎重に判断していくことを申し添える。

